

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,630,000

(注) 平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当銀行の発行可能株式総数は、100,634,001株とする。」、「当銀行の発行可能種類株式総数は、普通株式が100,000,000株、第五種優先株式が167,000株、第六種優先株式が70,001株、第七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。」旨定めております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	56,355,849	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)
計	56,425,850	同左	—	—

(注) 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)取得条項

当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年3月13日 (注) 1	1,245,000	1,661,620	32,121,000	52,952,000	32,121,000	32,121,012
平成15年3月14日 (注) 2	1,080,000	2,741,620	27,864,000	80,816,000	27,864,000	59,985,012
平成15年3月17日 (注) 3	53,037,185	55,778,805	479,169,000	559,985,000	819,708,265	879,693,278
平成16年4月1日 (注) 4	—	55,778,805	—	559,985,000	△220,966,394	658,726,883
平成16年9月21日 (注) 5	2	55,778,807	—	559,985,000	246,205,398	904,932,281
平成17年3月30日 (注) 6	70,001	55,848,808	105,001,500	664,986,500	105,001,500	1,009,933,781
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注) 7	264,140	56,112,948	—	664,986,500	—	1,009,933,781
平成17年8月9日 (注) 8	—	56,112,948	—	664,986,500	△344,900,000	665,033,781
平成18年5月17日 (注) 9	214,194	56,327,142	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年9月6日 (注) 10	173,770	56,500,912	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年9月29日 (注) 11	601,757	57,102,669	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年10月11日 (注) 12	153,181	57,255,850	—	664,986,500	—	665,033,781
平成18年10月31日 (注) 13	△830,000	56,425,850	—	664,986,500	—	665,033,781

(注) 1 有償第三者割当 普通株式 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円

2 有償第三者割当 普通株式 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円

3 旧株式会社三井住友銀行との合併(合併比率 1:0.007)

4 一部の子会社の管理営業を承継させる新設分割によるものであります。

5 グループ会社再編にかかる株式交換によるものであります。

6 有償第三者割当 第1回第六種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円

7 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株それぞれ減少し、普通株式が401,140株増加いたしました。

8 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

9 第一種優先株式35,000株、第二種優先株式33,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が214,194株増加いたしました。

10 第二種優先株式67,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が173,770株増加いたしました。

11 第三種優先株式500,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が601,757株増加いたしました。

12 第三種優先株式195,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が153,181株増加いたしました。

13 優先株式の消却を実施したことに伴い、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式が695,000株減少いたしました。

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年2月3日 (注) 1	—	6,676,424	△494,100,000	832,646,185	—	1,326,758,792
平成15年2月5日 (注) 2	313,556	6,989,980	—	832,646,185	94,680,114	1,421,438,907
平成15年2月12日 (注) 3	454,078	7,444,059	75,377,039	908,023,224	74,922,960	1,496,361,867
平成15年3月13日 (注) 4	961,538	8,405,597	149,999,999	1,058,023,224	149,999,999	1,646,361,867

(注) 1 管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少

2 エスエムビーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加

3 有償第三者割当 普通株式 発行価額 331円 資本組入額 166円

4 有償第三者割当 普通株式 発行価額 312円 資本組入額 156円

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

(平成19年3月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他
					個人以外	個人	
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—
所有株式数 (株)	—	—	—	56,355,849	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—

② 第1回第六種優先株式

(平成19年3月31日現在)

区分	株式の状況						
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他
					個人以外	個人	
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—
所有株式数 (株)	—	—	—	70,001	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	56,355,849	100.00
計	—	56,355,849	100.00

② 第1回第六種優先株式

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	70,001	100.00
計	—	70,001	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,355,849	56,355,849	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	56,425,850	—	—
総株主の議決権	—	56,355,849	—

② 【自己株式等】

該当ありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第210条第1項の規定に基づく定時株主総会決議による優先株式の取得
 会社法第155条第3号の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式及び優先株式の取得
 会社法第155条第4号の規定に基づく取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

旧商法第210条第1項の規定に基づく定時株主総会決議による優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成17年6月29日)での決議状況 (取得期間平成17年8月9日～平成18年6月29日)	第一種優先株式	上限 35,000	上限 300,000,000,000
	第二種優先株式	上限 100,000	上限 300,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
	—	合算上限 830,000	合算上限 300,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	第一種優先株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
当事業年度における取得自己株式	第一種優先株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	第一種優先株式	上限 35,000	上限 300,000,000,000
	第二種優先株式	上限 100,000	上限 300,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
	—	合算上限 830,000	合算上限 300,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	第一種優先株式	100.00	100.00
	第二種優先株式	100.00	100.00
	第三種優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	第一種優先株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	第一種優先株式	100.00	100.00
	第二種優先株式	100.00	100.00
	第三種優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00

(注) 完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループから取得するものとしております。

会社法第155条第3号の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式及び優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月29日)での決議状況 (取得期間平成18年8月11日～ 平成19年5月31日)	普通株式	上限 2,500,000	上限 400,000,000,000
	第二種優先株式	上限 67,000	上限 400,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 400,000,000,000
	—	合算上限 3,262,000	合算上限 400,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	普通株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
当事業年度における取得自己株式	普通株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	普通株式	上限 2,500,000	上限 400,000,000,000
	第二種優先株式	上限 67,000	上限 400,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 400,000,000,000
	—	合算上限 3,262,000	合算上限 400,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	普通株式	100.00	100.00
	第二種優先株式	100.00	100.00
	第三種優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	普通株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—
	—	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	普通株式	100.00	100.00
	第二種優先株式	100.00	100.00
	第三種優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第4号の規定に基づく取得請求による優先株式の取得

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	第一種優先株式	35,000	—
	第二種優先株式	100,000	—
	第三種優先株式	695,000	—
当期間における取得自己株式	第一種優先株式	—	—
	第二種優先株式	—	—
	第三種優先株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	第一種優先株式	35,000	—	—	—
	第二種優先株式	100,000	—	—	—
	第三種優先株式	695,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して配当を行っております。

当行は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

上記方針に基づき、当事業年度の普通株式の期末配当につきましては無配、中間配当は普通株式については1株当たり763円、第1回第六種優先株式については所定の年間配当額を支払っております。

内部留保につきましては、企業価値の更なる向上を目指し、「成長事業領域の重点強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸とした戦略的施策に投入してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年3月29日取締役会	普通株式	42,999	763
	第1回第六種優先株式	6,195	88,500

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されております。

(2) 第1回第六種優先株式

当株式は証券取引所に上場されております。

5 【役員の状況】

(平成19年6月29日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	北 山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現職)	平成19年6月28日付の定時株主総会での選任後平成20年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
頭取 (代表取締役) 兼 最高執行役員	奥 正 之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 平成6年6月 平成10年11月 平成11年6月 平成13年1月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年6月 平成17年6月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員(現職)	平成19年6月28日付の定時株主総会での選任後平成20年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	中 野 健二郎	昭和22年8月13日生	昭和46年4月 平成10年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	平成18年6月29日付の定時株主総会での選任後平成19年度に関する定時株主総会の終結の時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	相 京 重 信	昭和24年10月1日生	昭和47年4月 平成11年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成19年4月	株式会社住友銀行入行 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役 員 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	遠 藤 修	昭和24年12月1日生	昭和47年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役 員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行 役員(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	種 橋 潤 治	昭和25年7月22日生	昭和48年4月 平成14年6月 平成14年6月 平成14年12月 平成15年3月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行経営企画部長 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 企画部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役 員(現職)	平成18年4 月3日付の 臨時株主総 会での選任 後平成19年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	津 末 博 澄	昭和23年10月19日生	昭和48年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成18年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役 員(現職)	平成18年4 月3日付の 臨時株主総 会での選任 後平成19年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役 兼 専務執行役員	北 村 明 良	昭和26年3月16日生	昭和49年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成15年6月 平成18年4月 平成19年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行本店営業第九部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)本店営業第九部長 同執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成19年4 月2日付の 臨時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 兼 専務執行役員	西 尾 弘 樹	昭和26年6月6日生	昭和49年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成17年6月 平成19年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	平成19年4 月2日付の 臨時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役	山 内 悦 嗣	昭和12年6月30日生	昭和37年12月 昭和61年9月 平成3年10月 平成5年10月 平成11年5月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成17年6月	アーサーアンダーセン入社 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 井上斎藤英和監査法人 理事長 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 朝日監査法人 専務理事退任 同社退職 アーサーアンダーセン退職 株式会社住友銀行取締役 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役	山 川 洋一郎	昭和16年7月21日生	昭和41年4月 昭和54年4月 (昭和59年4月) 平成3年9月 平成4年10月 平成13年6月 平成14年12月 平成14年12月 平成17年6月	弁護士登録(現職) 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パート ナー(現職) (上記事務所の名称を「古賀総合法律事務 所」と改称) ミシガン大学ロースクール客員教授 同大学ロースクール客員教授退任 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
取締役	横 山 禎 徳	昭和17年9月16日生	昭和41年4月 昭和48年9月 昭和50年9月 昭和62年7月 平成14年6月 平成14年6月 平成15年4月 平成18年6月	前川國男建築設計事務所入所 デイビス・プロディ アンド アソシエー ツ入所 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イン ク入社 同社ディレクター(シニア・パートナー) 同社退職 オリックス株式会社取締役(現職) 株式会社産業再生機構監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	平成18年6 月29日付の 定時株主総 会での選任 後平成19年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常任監査役	津 国 伸 郎	昭和29年7月21日生	昭和52年4月 平成13年10月 平成14年7月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行京橋法人営業第一部 長 同京橋法人営業部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)京橋法人営業部長 同大阪本店営業第二部長 同執行役員大阪本店営業第二部長委嘱 同執行役員東日本第二法人営業本部長委嘱 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員監査部長委嘱 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役員 株式会社三井住友銀行常任監査役(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成22年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
常任監査役	神 谷 敬 三	昭和28年5月16日生	昭和51年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成16年4月 平成18年4月 平成18年6月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行融資管理部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)融資管理部長 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査部長 株式会社三井住友銀行本店上席調査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査部付部長 株式会社三井住友銀行常任監査役(現職)	平成18年6 月29日付の 定時株主総 会での選任 後平成21年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
監査役	大 西 勝 也	昭和3年9月10日生	昭和28年4月 昭和63年2月 平成元年11月 平成3年5月 平成10年9月 平成10年11月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成15年3月	京都地方裁判所判事補任官 最高裁判所事務総長 東京高等裁判所長官 最高裁判所判事 退官 弁護士登録(現職) 株式会社住友銀行監査役 株式会社三井住友銀行監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査役(現職) 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)監査役(現職)	平成17年6 月29日付の 定時株主総 会での選任 後平成20年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
監査役	荒 木 浩	昭和6年4月18日生	昭和29年4月 平成5年6月 平成11年6月 平成14年9月 平成16年6月 平成18年6月	東京電力株式会社入社 同社取締役社長 同社取締役会長 同社顧問(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成18年6 月29日付の 定時株主総 会での選任 後平成21年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
監査役	宇 野 郁 夫	昭和10年1月4日生	昭和34年3月 平成9年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月	日本生命保険相互会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成18年6 月29日付の 定時株主総 会での選任 後平成21年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	平 澤 正 英	昭和22年9月15日生	昭和45年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年1月 平成13年4月 平成14年12月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年6月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 総務部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わ かしお銀行)常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執 行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員 同取締役兼副頭取執行役員 同取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役退任 株式会社三井住友銀行取締役退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	平成19年6 月28日付の 定時株主総 会での選任 後平成22年 度に関する 定時株主総 会の終結の 時まで	—
計						—

- (注) 1 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎、同 横山禎徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 大西勝也、同 荒木 浩、同 宇野郁夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当行は執行役員制度を導入しております。平成19年6月29日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成は以下のとおりであります。
- 常務執行役員 19名
執行役員 43名

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、「経営理念」を当行の経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えております。

<経営理念>

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

経営理念に掲げる考え方について、行内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を経営理念に基づき定め、当行の全役職員に周知・浸透を図っております。

<行動規範>

- 株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
- 知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力ある価格で提供する。
- お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
- 「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
- 先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
- 多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
- 能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

(役員の状況)

当行では監査役制度を採用しております。

役員は取締役12名、監査役6名の体制となっており、このうち取締役3名、監査役3名は社外からの選任であります(平成19年6月29日現在)。

社外取締役には、当行の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者)を選任しております。社外取締役は、それぞれの豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

また、当行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員70名が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としております(平成19年6月29日現在)。

さらに、三井住友フィナンシャルグループが持株会社として、当行の経営管理にあたっております。

(取締役会・監査役)

取締役会は原則として月1回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する頭取との分担を図っております。

なお、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっております。

監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。当行及び三井住友フィナンシャルグループは、監査役による監督・監視機能を重視しており、役付取締役経験者を監査役に選任しているほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的に開催するなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

なお、当行は社外監査役を選任しており、社外監査役は法曹界及び会社経営者としての豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

(業務執行)

業務執行については、取締役会において選任された70名の執行役員がこれを担当しております(うち8名は取締役を兼務)。

当行の業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しております。同会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

(3) 内部統制システム

当行では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を内部統制規程として定めるとともに、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置づけ、取り組んでおります。

(内部統制規程)

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第1条 取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報・文書管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第2条 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

- ② 担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第3条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。

- ② 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程等を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第4条 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。

- ② 当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
- ③ 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ④ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第5条 当行グループの経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。

- ② グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規則及びコンプライアンス・マニュアルグループ会社規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。

- ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会の承認を得る。

(監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性)

第6条 監査役の監査業務の遂行を補助するために、監査役室を設置する。

- ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

(役職員が監査役会または監査役に報告をするための体制等に係る事項)

第7条 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。

- ② 役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項)

第8条 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

- ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(内部監査体制)

当行は、業務ラインから独立した「業務監査部門」を設置しております。業務監査部門は、業務監査部及び資産監査部で構成されております。

業務監査部及び資産監査部は、当行の業務運営の適切性及び資産の健全性の確保を目的として、内部監査人協会(注)の基準等に則った手続により内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社に対する監査や各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行っております。これらの監査結果については、取締役会、内部監査会議、及び三井住友フィナンシャルグループ取締役会、同監査委員会に対して定例的に報告を行っております。

また、監査役、業務監査部門及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

平成19年3月末現在の人員は、業務監査部353名(資産監査部との兼務者6名及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部との兼務者8名を含む)、資産監査部49名(業務監査部との兼務者6名を含む)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査人協会とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っている他、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定を行っています。

(会計監査の状況)

当行はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 佐藤正典、沼野廣志、山田裕行

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名、会計士補 12名、その他 14名

(コンプライアンス)

当行は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、コンプライアンス体制を整備しております。

取締役会・経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、当行のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、「コンプライアンス部門」が、業務推進部署等からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。

その他、当行では、企業としての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設けております。本制度は、当行役職員による法令や内部規程への違反の事態について、従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、行内部署に加え外部弁護士も対応しております。

(リスク管理)

当行は、親会社である三井住友フィナンシャルグループの定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、リスク管理体制を構築しております。

当行として管理すべき各リスクについては、リスク管理担当部署を定め、リスクカテゴリー毎にその特性に応じた管理を実施するとともに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「統合リスク管理部」を設置し、経営企画部とともに各リスクの網羅的、体系的な管理を行っております。

また、当行のリスク管理の基本方針は経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得るというプロセスをたどり、こうして承認された基本方針に基づいてリスク管理を行います。

(CSRへの取組み)

当行は、CSRへの取組みを強化するため、「CSR委員会」を設置するほか、経営企画部内に「CSR室」を設置しております。CSR委員会では、経営企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、当行全体のCSR活動に関する事項を協議しております。

また、当行では、CSRの基本方針として、「CSRの定義」及び「CSRの共通理念」を以下のとおり定めております。

<CSRの定義>

「事業を遂行する中で、①お客さま、②株主・市場、③社会・環境、④従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」

<CSRの共通理念＝「ビジネス・エシックス」>

○お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

○健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

○社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

○自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

○コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス(企業倫理)を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

なお、当行は、平成18年7月に、同年4月新設の「品質管理部」を事務局として「C S・品質向上委員会」を設置してお客さまのご意見やご要望、従業員の提言をより積極的に経営に活かす体制を整備しました。さらに、コンプライアンスやC S・品質管理等に関する諸施策について審議する場として、「業務管理委員会」を設置しており、同委員会は客観性確保の観点から、外部有識者及び社外取締役が過半数を占める構成としております。業務管理委員会での審議結果は、当行及び三井住友フィナンシャルグループの取締役会へ報告し、コンプライアンスやC S・品質向上の施策に反映する体制としております。

(情報開示)

当行は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務企画部担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

(4) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である山内悦嗣氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である山川洋一郎氏は弁護士であり、ともに当行との間に特別な利害関係はございません。

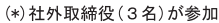
社外取締役である横山禎徳氏は、当行との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である大西勝也氏は弁護士であり、当行との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である荒木浩氏は東京電力株式会社の顧問であり、社外監査役である宇野郁夫氏は日本生命保険相互会社の取締役会長であります。いずれも当行との間に特別な利害関係はございません。

なお、当行は、東京電力株式会社及び日本生命保険相互会社と通常の営業取引がございます。

また、当行は、上記の社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償を限定する契約を締結しております。



(9) 株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨定款に定めております。